

日本核燃料開発株式会社
(使用施設)
平成30年度第3回保安検査報告書

平成31年2月
原子力規制委員会

目次

1. 実施概要	1
(1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)	1
(2) 保安検査実施者	1
2. 保安検査内容	1
3. 保安検査結果	1
(1) 総合評価	1
(2) 検査結果	2
(3) 違反事項	4
4. 特記事項	4

1. 実施概要(1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)
平成30年12月6日(木)

(2) 保安検査実施者

東海・大洗原子力規制事務所

原子力保安検査官 梶田 啓悟

原子力保安検査官 岡野 潔

2. 保安検査内容

(1) 基本検査項目(下線は保安検査重点項目に基づく検査項目)

① 異常事象等発生時の措置に係る検査

② 放射線管理の実施状況に係る検査

(2) 追加検査項目

なし

3. 保安検査結果

(1) 総合評価

「異常事象等発生時の措置に係る検査」及び放射線管理の実施状況に係る検査」を基本検査項目として検査を実施した。

① 異常事象等発生時の措置に係る検査

外部事象発生時や異常事象等が発生した場合について、拡大防止対策や必要な措置が確実に行われるよう、体制、資機材、手順書等が整備され、要員に対し教育・訓練が行われ、継続的な改善活動が定着しているか等を検査した。

検査の結果、保安規定に基づき地震、火災、森林火災、停電については防護措置要領に対応体制の整備、活動要領について定めていることを確認した。

また、大雨、洪水、大雪、竜巻、火山降灰による影響を検討した結果、安全上重要な施設に該当する施設はないとしているが、大雨及び竜巻について、想定外事象発生時の初期対応マニュアルを制定し、対応体制の整備、活動要領について定めていることを関連文書及び聴取により確認した。

異常事象等発生時の対応訓練について、計画的に実施していること、次回訓練への改善点を抽出し継続的な改善活動を実施していることを記録及び聴取により確認した。

② 放射線管理の実施状況に係る検査

管理区域等の出入管理、管理区域内の作業及び作業環境管理、被ばく管理等について、保安規定に基づき実施しているかを検査した。

また、管理区域内作業で発生する放射性廃棄物(仕掛品)の管理状況についても検査した。

検査の結果、一時管理区域の設定／解除及び出入管理については、保安規定に基づき一時管理区域の設定／解除に関する手続き要領及び管理区域への入域に関する手続き要領書を定め管理していることを記録及び聴取により確認した。

管理区域内で実施する作業については、保安規定で全ての作業について放射線作業計画を作成し保安管理部長の承認を得ること等を定め管理していることを記録及び聴取により確認した。

作業環境管理及び被ばく管理については、放射線管理基準を定め、空間線量率等の測定方法及び管理基準値、放射線業務従事者の被ばく管理基準値等を定め管理していることを記録及び聴取により確認した。

管理区域への物品の搬出入については、搬出入に関する基準を定め実施していることを記録及び聴取により確認した。

管理区域内作業で発生する放射性廃棄物(仕掛品)の管理状況については、保安規定に基づき取扱作業基準を定め、管理していることを記録及び聴取により確認した。

放射線管理に関する教育訓練については、計画的に実施し、継続的な改善活動を実施していることを保安教育の計画、実施報告書及び聴取により確認した。

以上のことから、検査の結果、保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

(2) 検査結果

1) 基本検査項目

① 異常事象等発生時の措置に係る検査

a. 対応体制

地震、火災、森林火災等の異常事象発生時の防護活動の組織、構成、防護本部の構成及び職務について定めていることを保安規定に基づき定めた「防護措置要領」及び聴取により確認した。また、異常事象等発生時の通報先等についても基準を定めて実施していることを「異常時の措置にともなう通報基準」及び関連する訓練記録等により確認した。

b. 活動要領

地震等発生時に想定される事象は、主として火災、停電、放射性物質の異常放出であり、警報が発せられることから「火災対応マニュアル」「警報吹鳴時の処置に係わる基準」等の対応マニュアル及び作業要領を定め訓練していること、また放射性物質の漏えい時の対応を明確にするために「放射性物質の漏えい対応マニュアル」を定め運用の訓練を実施していることを記録及び聴取により確認した。

c. 竜巻、火山降灰等の対応

核燃料物質の使用に係る新許可基準の施行にともない、大雨、洪水、大雪、竜巻、火山降灰による影響を検討した結果、安全上重要な施設に該当する施設は

ないとしているが、大雨及び竜巻についての対応は、想定外事象発生時の初期対応マニュアルを制定し、対応体制の整備、活動要領について定めていることを関連文書及び聴取により確認した。

d. 教育訓練

異常事象等発生時の対応訓練については、計画的に実施していることを平成30年度の保安訓練計画書、平成29年度の保安教育実施記録及び聴取により確認した。

また、次回訓練への改善点を抽出し継続的な改善活動を実施していることを「平成29年度防災総合訓練結果気づき事項等まとめ」「防災訓練実施結果報告書」及び聴取により確認した。

② 放射線管理の実施状況に係る検査

a. 一時管理区域の設定／解除

保安規定に基づき設定／解除の手続(申請様式)を定め実施していることを過去の事例(記録)及び聴取により確認した。

b. 出入管理

保安規定に基づき管理区域への入退域に関する手続き要領書を定め実施していることを「管理区域の出入管理に係る基準」「作業終了時及び管理区域退出時の汚染検査方法」及び記録等により確認した。

c. 管理区域内での作業管理

管理区域内で実施する作業については、保安規定で全ての作業について放射線作業計画を作成し保安管理部長の承認を得ること等を定め管理していることを記録及び聴取により確認した。

また、作業員の被ばく管理については、放射線管理基準を定め、空間線量率等の測定方法及び管理基準値、放射線業務従事者の被ばく管理基準値等を定め管理していることを記録及び聴取により確認した。

緊急作業における被ばく管理については、ホットラボ施設において核燃料物質等による災害が発生し、又は発生する恐れがあるときで、緊急やむを得ない場合、研究部長は社長の承認を得て放射線業務従事者を緊急作業に係る線量限度を超えない範囲において緊急作業に従事させることができると規定している。緊急作業を行う場合、通常の場合と同様に緊急作業計画書を作成し、これに基づき個人被ばく線量等を管理するとしていることを、緊急作業員の指定、教育訓練の記録等及び聴取により確認した。

d. 管理区域への物品の搬出入

保安規定に基づき「管理区域への物品搬入及び管理区域からの物品搬出に係る基準」を定め実施していることを「搬入物品汚染検査票」「搬出物品汚染検査票」「管理区域大型物品持込み、持出し記録」及び聴取により確認した。

e. 管理区域内作業で発生する放射性廃棄物(仕掛品)の管理状況

固体廃棄物として搬出(引渡し)するまでの仕掛品の保管については、保安規定に基づき「低レベル固体状放射性廃棄物の取扱作業基準」を定め、線量率又は放射性物質の含有量及び品目別に分類すること、仕掛品の紙バケツは全て金属容器に収納すること等を規定し管理していることを「放射性廃棄物保管状況報告書(低レベル固体廃棄物)」等の記録及び聴取により確認した。

f. 放射線管理に関する教育訓練

放射線管理に関する教育訓練を計画的に実施していることを「平成30年度の保安訓練計画書」「平成29年度の保安教育実施記録」「平成30年度の保安規定・放射線障害予防規定に係る教育についての実施報告」及び聴取により確認した。

また、次回訓練への改善点を抽出し継続的な改善活動を実施していることを「平成29年度防災総合訓練結果気づき事項等まとめ」「防災訓練実施結果報告書」及び聴取により確認した。

以上のことから、検査の結果、保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。指摘事項等なく、異常がないことを確認した。

2) 追加試験項目

なし

(3) 違反事項

なし

4. 特記事項

なし

(別添1)

保安検査日程

月 日	12月6日(木)
午 前	●初回会議
	○異常事象等発生時の措置に係る検査
午 後	○放射線管理の実施状況に係る検査
	●チーム会議
	●まとめ会議 ●最終会議
勤務時間外	

※○:検査項目、●:会議等